

公益社団法人 東納税協会
第2回「“税,,ミナールクイズ」答え

解 答	①	○	②	×	③	×	④	×	⑤	○
	⑥	×	⑦	○	⑧	×	⑨	×	⑩	×

お疲れ様でした！
当選者の発表は、記念品の
発送をもって代えさせていただきます。



《インボイス制度》

[問1] 消費税の申告義務のない免税事業者でも、「適格請求書(インボイス)発行事業者」として登録できる。

<答> ○

免税事業者が令和5年10月1日から11年9月30日までに属する課税期間中において、5年10月1日後に登録を受ける場合には、インボイスの登録希望日を記載することで、その日から課税事業者となる経過措置が設けられています。
この経過措置の適用を受ける場合には、課税事業者の選択届は必要ありません。

[問2] 登録の有無は「適格請求書発行事業者公表サイト」(国税庁)において確認できるが、手続きすれば「屋号」の情報も表示できない。

<答> ×

検索結果として本名しか表示されないと、その屋号の人かどうかわからず、困ることのないよう、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出することで、「適格請求書発行事業者公表サイト」における検索結果に「主たる屋号」を表示することが可能です。

[問3] 事務所の家賃のように口座振替(自動引落し)で支払っているものでも、その都度「インボイス」を交付してもらう必要がある。

<答> ×

事務所の家賃のように口座振替で支払っているものについては、毎月、インボイスを発行してもらう必要はありません。
インボイス制度では、複数の書類の組合せでインボイスとすることができることから、家賃の契約書と通帳の組合せでインボイスとすることができます。

[問4] 社員に支払う通勤手当や出張時の日当は、社員から「インボイス」がもらえないことから、仕入税額控除できない。

<答> ×

社員に支給する通勤手当や日当などについては、社員からインボイスの交付を受けることはできませんが、通常必要と認められる費用については、帳簿の記載のみで仕入税額控除をすることができます。

[問5] 小規模な事業者がインボイス発行事業者になった場合、売上にかかる消費税の2割を納付税額とする特例(経過措置)が設けられている。

<答> ○

事前に手続きは必要なく、消費税の申告書にこの措置の適用を受ける旨を記載することで適用が受けられます。

適用期間は、令5.10.1~令8.9.30を含む課税期間。

適用対象は、インボイス発行事業者の登録をした事業者のうち、次の要件に当てはまる事業者です。

⇒ 前々年(法人の場合は前々事業年度)の課税売上高が1000万円以下

⇒ 前年(法人の場合は前事業年度)開始の日以後の期間の課税売上高と給与等支払額のいずれかが1000万円以下

《改正電子帳簿保存法》

[問 6] 来年 1 月には改正電子帳簿保存法が実質的にスタートするが、中小(零細)事業者や個人事業者はこの制度の対象とならない。

<答> ×

改正電子帳簿保存法上の「電子取引データ保存制度」は、中小(零細)事業者や個人事業者なども含めすべての事業者が対象となる制度です。

「電子取引データ保存制度」⇒ 全事業者に義務化

[問 7] 改正電子帳簿保存法では、電子取引については、電子データのままで保存することが義務化されるが、書面で受領した請求書や領収書をスキャナで電子化した場合、その原本である書面は廃棄してもかまわない。

<答> ○

書面を前提とした各税法による保存義務について、一定の要件(※)を満たせば、スマホやスキャナで読み取った電子データの保存によって保存義務を満たすこととなります。この場合、原本である書面は廃棄することができます。

「スキャナ保存制度」⇒ 事業者が利用したい場合に限定

[問 8] 電子取引データを保存する際には、必ず、「タイムスタンプ」を付与しなければならぬ。

[参考]「タイムスタンプ」とは、刻印されている時刻以前にその文書は存在(存在証明)し、その時刻以降、改ざんされていないことを証明(非改ざん証明)するもの。

<答> ×

「タイムスタンプ」の付与は電子データが改ざんされていない(真実性の原則)ことを示す一つの手法に違いありませんが、それ以外にも、

- ①タイムスタンプを付与されたデータを受け取る
- ②データの受け取り・保存を訂正削除履歴の残るシステムや、そもそも訂正削除できないシステムで行う。
- ③不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定を制定し、遵守する。という手法があります。

[問 9] ペーパーレス化されていない電話 F A X で請求書を受信した場合も、電磁的に受け取ったものとして、電子取引データとして保存する必要がある。

<答> ×

現在普及している F A X は、送信側で書面読み取りにより送信し、受信側は、受信したデータを書面で出力することで、確認・保存することが一連の流れとなっています。この場合は書面による取引があったものと取り扱われます。

ただし、複合機などの F A X 機能(ペーパーレス F A X など)を用い、書面出力せず電子データの保存を行う場合は、電子取引に該当します。受領した電子取引データをいったん出力した場合においても、その書面をスキャナ保存すれば、保存方法としては適法である。

[問 10] 印紙税が課税されることとなる文書(課税文書)を F A X で送り、受信側が書面で出力した。この場合、印紙税は課税される。

<答> ×

この場合、印紙税は課税されません。

印紙税は課税文書となるべき用紙などの現物が交付されない限り、課税されない仕組みになっています。この仕組みによって、電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信した場合も印紙税は課税されません。